

神崎町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月
神崎町長
神崎町議会議長
神崎町農業委員会
神崎町教育委員会

神崎町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、神崎町が策定する特定事業主行動計画を平成28年3月に策定しました。第1次行動計画の結果に基づき比較、分析を行い第2次行動計画を策定します。

第Ⅰ 計画の目的と期間

（1）計画の目的

職員の仕事と子育ての両立及び地域の子育て環境の支援並びに女性職員の公務における活躍を目的として、ニーズに即した支援対策を計画的かつ着実に推進するとともに、性別等にかかわらず働く職員の置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる職場環境を実現するために、第1次計画の結果内容を分析し、次とおり第2次計画へ繋げるための目標と取り組みを掲げるこの計画を策定します。

（2）第2次計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

第Ⅱ 計画の推進体制

特定事業主行動計画推進委員会を設置し、必要に応じ計画の進捗状況や見直しについて検討します。

本計画を効率的に推進するため、全職員へ研修・講習の開催及び情報の提供等を庁内イントラ等において実施し、本計画の内容の周知を図ります。

第Ⅲ 計画の内容

(1) 職員の任用面について

① 採用した職員に占める女性職員の割合

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全 体	3人	3人	1人	7人	4人
うち女性	2人	1人	1人	2人	4人
割 合	66. 6%	33. 3%	100%	28. 5%	100%

採用状況としては、年度によって男女比率の差が認められるものの、概ねバランスの取れた採用状況であり、今後も引き続きバランスの良い男女構成比を目指していきます。

② 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和2年度)

役 職	男 性	女 性	計	女性の割合
課 長	7人	1人	8人	12. 5%
主 幹	1人	0人	1人	0%

管理的地位にある女性職員の登用を行ったことにより女性比率は増加しましたが、低い状況となっています。

【目標】

男女問わず引き続き職員研修に取り組みつつ、人事評価における評価結果も活用しながら役職付け女性職員の人材育成など底上げを図ります。今後、管理的地位にある職員全体の女性比率を20%にすることを目指します。

(目標達成年度 令和7年度)

③ 係長以上の職員に占める女性職員の割合(令和2年度)

役 職	男 性	女 性	計	女性の割合
課 長	7人	1人	8人	12.5%
主 幹	1人	0人	1人	0%
課長補佐	4人	2人	6人	33.3%
係 長	7人	6人	13人	46.2%
合 計	19人	9人	28人	32.1%

【目標】

人事評価における評価結果も活用しながら現状比率を維持し、係長以上の職員全体の女性比率を35%以上にするを旨します。

(目標達成年度 令和7年度)

(2) 女性職員の意識啓発

将来の女性管理職(課長・主幹)へのステップとして、実務の中心的な役割を担う課長補佐職への女性職員の登用の推進に努めます。

女性職員のキャリアアップの意識を高める目的として、外部研修機関への派遣を積極的に推進し、前向きにキャリアを積むためのスキル、マインドの醸成を図ります。

第IV 計画の推進のために

この計画の実施に当たっては、上記の目標に対する取り組みの進捗状況を適宜確認しながら全庁的に女性職員の活躍を推進し、全ての職員が生き生きと働くことのできる職場作りに努めます。

また、本計画は5年間の第1次計画、第2次計画と区分し策定するものとし、社会経済情勢や女性の職業生活における活躍に関する状況の変化や行動計画の進捗を検証しながら、必要がある場合は随時見直しを行うものとします。